

## 令和6年度テクノカレッジものづくり魅力発信業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和6年度テクノカレッジものづくり魅力発信業務委託

### 2 業務の目的

例年高等技術専門校で実施しているものづくり体験教室に加え、新たにオンデマンド型でものづくり体験教室を実施することにより、時間や場所にとらわれない形で、子どもたちに「ものづくりと出会う機会」を提供することで、将来にわたるものづくり分野への興味につなげていくとともに、保護者も子どもとともに、この体験を通じて高等技術専門校について、広く知ることができることから、高等技術専門校の広報強化につなげる。

### 3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日まで

### 4 委託業務の内容

人材不足分野における担い手確保、高等技術専門校の広報強化のため、滋賀県内の小学生から中学生を対象に、働くことやものづくりへの関心を高めるきっかけとなる高等技術専門校が従来実施しているものづくり体験教室をオンデマンド型で実施する。

オンデマンド型ものづくり体験教室は、県ホームページに掲載し、自宅でものづくりを体験できる機会を提供するとともに、高等技術専門校を紹介することで、高等技術専門校の広報強化につなげるため、動画の構成は、高等技術専門校におけるものづくり体験の動画と訓練紹介動画の2部制とする。

ものづくり体験教室 HP

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/305258.html>

事業概要は以下のとおりである。

#### (1) オンデマンド型ものづくり体験教室の企画、動画作成、高等技術専門校との連絡調整業務

受託者は、子どもが関心をもつものづくり体験教室を2つ企画すること。体験教室の内容については、絵コンテ等を作成し、事前に県と調整し承認を得ること。体験教室の内容は現地取材を行い製作のこと。企画した体験教室について高等技術専門校に協力依頼等、連絡調整を行い、動画を作成し、県が別途指定した日までに、県に納品すること。

体験教室の企画、動画作成にあたっては、以下のことを順守すること。

##### ① オンデマンド型ものづくり体験教室の内容

- ・動画を視聴しながら、ものづくりを体験できる内容とすること。
- ・米原校舎の訓練科および、草津校舎の訓練科に関するものとする。
- ・体験内容として、ものづくり体験教室をベースとする内容とする。
- ・体験教室で使用する材料は、ホームセンターやショッピングセンター等で、容易に入手できるものとし、一人当たりの材料費は3,000円程度とするが、人数分準備する必要はない。

## ②動画の構成

- ・ものづくり体験の動画は 15 分程度とし、子どもが動画を視聴しながら、ものづくりを体験できるように、職業訓練指導員がレクチャーできるものとする。
- ・各動画は子どもが関心を持てるよう、発言内容にテロップを付ける等、創意工夫をすることとし、動画視聴者が文書を見ながら、実施できるようものづくり体験手順書を作成し、別途、文書で県に納品すること。
- ・動画はパソコンやスマートフォンで視聴されることを想定し、作成すること。

## (2) 訓練紹介動画の企画、動画作成、高等技術専門校との連絡調整業務

受託者は、子どもが関心をもつように高等技術専門校が行う訓練内容を紹介する動画を2つ企画すること。訓練紹介動画の内容については、県と調整し、事前に県から承認を得ること。また、紹介する訓練科の指導員に協力依頼等、連絡調整を行うこと。

訓練紹介動画の作成にあたって、以下のことを順守すること。

### ①紹介する訓練科の選定について

- ・オンデマンド型ものづくり体験教室を行う訓練科とすること。

### ②動画の構成

- ・訓練紹介動画は、1分程度とすること。
- ・訓練科の紹介動画を30秒程度とし、校舎の紹介動画を30秒程度とする。
- ・校舎の紹介動画では、校舎の場所や何を行っているかについて紹介すること。
- ・訓練科の紹介動画では、訓練科の魅力、訓練の内容、得られる技能について紹介すること。
- ・動画は子どもが関心を持てるよう、発言内容にテロップを付ける等、創意工夫をすること。
- ・動画はパソコンやスマートフォンで視聴されることを想定し、作成すること。

## (3) 広報啓発業務

- ・オンデマンド型ものづくり体験教室の参加希望者拡大のための広報・PRを行うこと。
- ・オンデマンド型ものづくり体験教室を広報・PRするポスターやチラシ等を作成し、チラシ等広報物の作成にあたっては、事前に県に相談し承認を得ること。
- ・チラシ6000枚、ポスター500枚を製作のこと。配布については県で行う。
- ・その他参加希望者拡大に向けた広報やPRについて提案、実施すること。
- ・SNSを活用して、互いに製作物を投稿し合う環境について、提案すること。
- ・体験者にアンケートをしてもらえるよう、取り組みに関して、提案すること。

## (4) 製作時期について

- ・7月10日までに動画、チラシ、ポスターを県に納品できるようにすること。

## 5 業務の実施について

- (1) 業務の内容の詳細については、受託者からの提案内容に基づき、県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について県に報告すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたっては、県と協議し適宜連絡をとるものとする。

## 6 その他注意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分に連絡を図り、円滑に運営すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、各種法令順守を徹底すること。
- (3) 業務の実施により、得た情報（個人情報を含む）等については、県に帰属するものとし、本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、その都度、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (5) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。